

## たるみ応援ハートブリッジ助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 垂水区社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関、団体の協力のもと、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができる垂水区(以下「区内」という。)の地域づくりのための事業を公募し、その事業に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

### (公募助成へ申請できる対象団体)

第2条 区内に活動拠点を有し、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体であり、区内において社会福祉を目的とする事業を行う団体であって、次の各号に掲げるものとする。なお、法人格の有無は問わない。

- (1) 団体の規約が整備され、その規約に基づき構成員の協議によって運営されている団体
- (2) 事業計画、予算、決算等が整備されている団体

### (公募助成へ申請できない団体の条件)

第3条 次の各号に掲げる団体は助成対象としない。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としている団体
- (3) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

### (公募助成の対象事業)

第4条 新規事業及び既存事業の拡充に取り組む事業を対象とし、助成を受ける者(以下「助成団体」という。)が区内で直接実施する事業の経費に充当するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものはこれを対象としない。

- (1) 行政からの委託または指定管理者として実施する事業
- (2) 政治的活動または宗教的活動
- (3) 本会及び社会福祉法人神戸市社会福祉協議会からの事業助成を受けている同一の事業
- (4) 神戸市のふれあいのまちづくり助成を受けている同一の事業
- (5) 営利事業
- (6) 単に知識や技術の習熟を目的とする事業
- (7) 団体の構成員のみを対象とする事業
- (8) 神戸市教育委員会が推進するコベカツ等の事業
- (9) その他、本会が不相当と認める事業

#### (公募助成の種類)

第5条 前条に規定する助成は、次の3種とし、具体的な対象経費については別に定める。

- (1) 団体が申請した経常の事業費に対する助成
- (2) 団体が申請した特別事業費に対する助成
- (3) 本会と審査会が特に必要と認めた事業に対する助成

#### (公募助成の申請)

第6条 公募助成を受けようとする者は、定められた日までに申請書と必要な書類(以下「申請書等」という。)を添付し、本会に対し申請しなければならない。

#### (要件審査)

第7条 本会は、申請事業について前条に定める申請書等による要件審査を行い、第2条から第5条各号の要件に照らし合わせ助成の対象として適当でない場合、助成対象外団体として理由を付して、申請団体に通知する。

2 要件審査の点数は公開審査会での各審査員の点数に加算し、基準は別に定める。

#### (公開審査会の開催)

第8条 本会は、前条により要件審査を満たした申請団体に対し、公開審査会への出席並びに、申請事業に関する説明を求めるものとする。

2 申請団体は、申請額が10万円以下の場合に限り、第6条に定める申請書等をもって、本条第1項に規定する公開審査会での申請事業に関する説明に替えることができる。

3 本会は、本条第1項により説明を求められた申請団体が公開審査会を欠席した場合、不採択として通知する。

#### (審査会)

第9条 本会は、申請事業の企画内容を審査するため、審査会を設置する。

2 審査会は、申請事業の地域福祉増進への効果、公益性、計画性、先駆性及び将来性等を総合的に考慮し、公正な審査を行う。

3 審査会は、第6条に定める申請書等及び第8条で定める公開審査会での申請団体による事業説明により、事業内容を審査し、その結果を本会に報告する。

#### (報告の尊重)

第10条 本会は、第9条第3項に定める審査会による報告を尊重しなければならない。

#### (公募助成額の決定)

第11条 本会は公募助成の採択団体及び助成決定額について、公開審査会の審査結果を踏まえて申請団体に通知する。

2 前項の場合において、本会は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

#### (公募助成助成金の交付)

第 12 条 前条の決定通知を受けた団体は本会に助成金請求書を提出し、本会は速やかにこれを支払う。

#### (採択事業の変更)

第 13 条 助成決定後、助成団体がやむを得ない事情により助成が決定した事業の内容を変更したいときは事前に本会へ申し出ることとし、変更内容によっては計画変更申請書を提出しなければならない。ただし、事業内容の大幅な変更は、原則認めない。

#### (公募助成の経理)

第 14 条 助成団体は、助成金の管理及び用途について所定の帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておかなければならない。

2 本条第 1 項について、本会が会計監査を求めたときは、これを拒むことはできない。

#### (公募助成の用途報告及び精算)

第 15 条 助成団体は、公募助成により採択された事業の完了後 1 ヶ月以内または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別に定める助成金の用途を明らかにした報告書に必要な書類を添付し本会に提出しなければならない。

2 助成金に余剰金が生じた場合は返還するものとする。なお、余剰金が生じる場合は 3 月末日までに本会へ申し出なければならない。

3 助成団体は、助成金の用途に関し、区民への周知を図るよう努めなければならない。

#### (公募助成の取消し及び返還)

第 16 条 助成団体が事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当するとき、本会は、助成決定を変更もしくは取り消し、または助成金の一部もしくは全額を本会に返還させることができる。

(1) 事業の全部または一部を実施しないとき

(2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき

(3) 事実と相違した助成申請または用途報告を行ったとき

(4) 第 11 条第 2 項の条件が付された場合において、その条件を履行しなかったとき

(5) その他、本会において不相当と認められたとき

#### 附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。